



福岡県筑紫郡  
発行所 春日町  
電話 01131番  
印刷所 福岡印刷KK

## 理想的な住宅都市の建設を

町長 柴田 大次郎



このたび、町民皆さんのあたたかいご支援とご協力により、町政にたずさわることができました。

ご承知のとおり、私達の「春日町」は福岡都市圏の住宅都市

として急速に発展してまいりました。こうしためざましい発展を遂げましたことは前町長をはじめ、議会、執行部そして町民の皆さんの積極的理解と援助の結果がしからしめたものであり、心から敬意を表わしております。

春日町の将来は今決まらずに発展することが予測されます。しかし、そのために解決しなければならぬ課題も山積みされております。

春日町は十数年にわたる人口増加とともに、年々増大する教育、道路、上水道、福祉などの諸施策を限られた財源の中で遂

々に整えてきましたが、従来の施設では生活様式の変化などにより、町民の皆さんの期待に応えるべき行政サービスを提供することができなくなってまいりました。

町民の皆さんに満足いく行政サービスを提供するために、年々増大する行政費用を的確に把握し、財源の確保、調達につとめ、「最少の経費で最大の効果」をあげるよう、財政構造の健全化と効率的運用をはかりたいと存じます。

私の施政の基本方針は理想的な住宅都市の建設にあります。すなわち都市化現象に対処する

ため生活環境整備、都市公害や自然環境破壊などの新たな課題の解決です。具体的には、

上水道については人口の増加、生活様式の高度化に伴う水需用の増大に対処するため、水資源の開発につとめます。

下水道については家庭、工場汚濁水をそのまま放置すると河川などの水質の汚染・汚濁を招き、住民の生活・健康に有害な影響をもたらす、公害発生の原因となるので、県計画の流域下水処理施設に合せて整備します。

生活道路については足もと道路の整備をはかるとともに、宅間造成地域の道路網の整備をはかります。

公園については宅地開発など

による無様な自然破壊がなされ、自然美をそう失いつつある中で、自然の豊饒を保護し、緑の確保につとめます。

その他、教育・福祉・衛生など都市化の促進とともに解決しなければならぬ問題があります。これらの問題についても最大の努力をいたす所存でございます。

何と申しましても町行政は町民の皆さんのご協力、ご援助なくしては達成できるものではありません。町民の皆さんのご協力により「健康で文化的な住宅都市」の創造に邁進したいと考えますので、よろしくお願いたします。

## 警察への要望、意見は

### 広報専用電話の利用を

皆さんの期待と要望にこたえる「よりよき市民の警察」を目指し、警察本部広報課に広報専用電話を設けました。

警察への要望、意見、問合せに

七八一〇二二二  
利用してください。

皆さんの「声」を大切にしたい、要望にこたえたいと思えます。

# 就任ご挨拶

春日町議会議長 税田芳雄



せに出来ぬと議案を去る五月六日連休明け早々開会、別報通り正副議長、各常任委員会の構成も完了致しまして、早速十一日より各委員会毎、勉強会に入り活動を開始致しました事を先ず以てご報告申し上げます。

去る四月二十五日有権者一人一人の今期待に重い一票一票により二十二名の新議員を選出していただき責任の重、かつ大なるを痛感すると共に新たなため心から感謝申し上げ、厚くお礼申し上げます。さて今期の前途を考えてみます時、一時もゆるが

今期の春日町を考えてみます時、県庁問題、米軍基地跡地利用、市制、合併問題、新幹線基地、庁舎問題など、数多く難問題が考えられますがそれはそれなりに六月定例会で特別委員会を構成し善処する事に致しまして、議会はあくまで現春日町政

# 急いでください市街化調整

## 区域内の開発行為届け出は

整然とした住みよいまちづくりを促めるため、市街化区域と市街化調整区域の決定が県で行なわれ、去年十二月二十八日公示されました。

春日町でも積極的に市街化を進める千九百九十九ヘクタールの市街化区域と市街化をおさえる二百三十六ヘクタールの市街化

にじっくり取組み、町民皆さんの要望に答えるべく一斉にスタート、一生懸命精選し居ります事を、ご報告申し上げ、感謝裡に挨拶と致します。

調整区域が設定されました。

区域の決定にあたっては、公聴会、計画案の變更さらに学識経験者や町議会議員などによる「春日町都市計画審議会」さらに「福岡県都市計画地方審議会」などの慎重な審議と検討が重ねられ、建設大臣の許可を得て決定したものです。

### 開発許可制度

建築物を建てるため、農地や山林などを宅地に造成することを開発行為といえます。今後、後述の開発行為を行な

う場合は、知事の許可が必要となりますのでご注意ください。また市街化区域内であっても都市計画にあった開発行為であるかどうか、道路、排水路などの興設が適切であるかどうかなどがチェックされます。

### 許可がいる開発行為

- ・市街化区域内で千平方メートル以上の開発行為をするとき。
- ・市街化調整区域内の開発行為は原則としてできません。ただし、特に認められた開発行為をするとき。

### つぎの人は届け出を早く

市街化調整区域内に昭和四十五年十二月二十八日以前、土地の所有権または借地権を有し、自己の居住または業務のために建築物を建てたり、開発行為をしようとする人は、昭和四十六年六月二十八日までに届け出をして、五年以内に建築または開発行為をする場合に限り、許可を受けて工事を行うことができます。

届け出および問い合わせは係へお問い合わせください。

(企画室)

# 常任委員会委員決まる

昭和四十六年五月六日の臨時議会において正・副議長および各常任委員会の構成が決まりました。

### ○総務委員会

- 委員長 井上 澄天
- 副委員長 橋本 隆次
- 委員 喜島 節嗣
- 委員 白木 清幸
- 委員 竹林 久雄

### ○厚生委員会

- 委員 松尾 守
- 委員長 本田 義信
- 副委員長 三好五郎
- 委員 天野 敏雄
- 委員 高田 秀雄
- 委員 鎌 利夫

### ○建設委員会

- 委員 内田 武
- 委員 奥倉 一政
- 委員 栗田八十郎
- 委員長 藤永次郎
- 副委員長 糸山 大作
- 委員 堀崎 正行
- 委員 松村好兵衛
- 委員 松尾 守敏

### ○文教委員会

- 委員長 村山 栄
- 副委員長 藤野 久視

- 議長 松田 芳雄
- 副議長 喜島 節嗣

(五十音順、敬称略)